

第80期 $\left(\begin{array}{l} \text{平成20年10月1日から} \\ \text{平成21年3月31日まで} \end{array} \right)$ 事業報告

1 当金庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

[金融経済環境]

平成20年度下期のわが国経済をみますと、世界的な金融危機の拡大に伴い、景気は急激に悪化しました。輸出は海外経済が急速に悪化し、極めて大幅な減少となりました。設備投資も企業収益の悪化に資金調達難や先行き不透明感が加わり、大幅な減少となりました。雇用環境の急速な悪化や株価の下落などの悪影響を受け、個人消費も減少しました。これらを受け、鉱工業生産は未曾有の大幅な減少となりました。

中小企業についてみますと、景況は業種・地域の区別なくかつてない厳しさとなりました。当金庫の「中小企業月次景況観測」の景況判断指数は過去最低値を大きく更新し、在庫・雇用・設備の過剰感も急速に高まりました。こうした状況から、中小企業の資金繰りは極めて厳しいものとなり、倒産件数は大幅に増加しました。

金融面につきましては、長期金利（新発10年国債利回り）は景気後退の深刻化に連れて低下し、年度末にかけ1.3%前後で推移しました。短期金融市場では、日本銀行が10月から12月にかけて7年ぶりに利下げを行い、政策金利を0.5%から0.1%へ引き下げ、無担保コール翌日物金利は0.1%近傍へ低下しました。一方、TIBORは信用リスクの拡大等から政策金利との金利差が拡大した状況が続きました。

日経平均株価は、金融危機の深刻化、実体経済の悪化から、3月初旬には終値でバブル後最安値を更新しました。円/ドル相場は、3月にかけて1ドル=90円台後半とやや円安に戻りましたが、一時1ドル=80円台まで円高が進行しました。

[事業の経過及び成果]

こうした金融経済環境の中、平成19年5月に成立した株式会社商工組合中央金庫法により、当金庫は平成20年10月に特殊会社（特別の法律に基づく株式会社）に移行しました。

株式会社化後も「中小企業組合と中小企業の皆さまの成長に貢献する」という使命の実現に向け、第一次中期経営計画をスタートさせ、①中小企業の企業価値向上、②資金調達基盤の拡充、③健全な経営基盤の構築、④内部態勢整備の4つの戦略体系の

下で各種施策に積極的に取り組みました。

「中小企業の企業価値向上」については、中小企業を巡る金融経済環境が悪化する中、組織を挙げてセーフティネット機能の発揮に万全の対応を図りました。特に、平成 20 年 10 月には政府による危機時認定が発動され、中小企業に対する唯一法定された指定金融機関として危機対応業務に全力で取り組み、平成 21 年 1 月 30 日から補正予算で拡充された危機対応業務にかかる融資枠を最大限活用することで、平成 21 年 3 月末までの危機対応融資の実績は 5,881 件、3,825 億円となりました。また、お客さまの経営上の課題や社会的課題への対応を目的とした総合支援策等を活用し、多様化する経営ニーズに対し質の高いソリューションを提供する等、経営課題の解決に向け積極的にサポートを行いました。中でも事業承継支援貸付や海外現地法人に対する直接保証等、株式会社化を機に新たに措置された機能については、お客さまのニーズに応じたより高度な提案ができるよう取組みを強化しました。

「資金調達基盤の拡充」については、従来預金取引資格に制限が設けられていましたが、株式会社化を機にどなたからでも預金の受入が可能になりましたので、個人のお客さま向けに、従来からご愛顧いただいている債券の他に、スーパー定期、大口定期、新型定期預金マイハーベストといった預金商品をラインナップに加えるととともに、平成 20 年 12 月には債券総合口座に定期預金を組み込むことができるようにする等、品揃えの拡充やインフラの整備に積極的に取り組みました。

「健全な経営基盤の構築」については、TV会議システムの全店導入や各種事務合理化など業務の効率化に積極的に取り組むとともに、経費の削減にも不断に取り組みました。

「内部管理態勢整備」については、これまで以上にお客さま満足度を高め、社会やお客さまの信頼をより強固なものにしていくため、引き続き研修等を通じたコンプライアンスの徹底に取り組むとともに、IR活動や対外広報を積極的に行うなどステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションの一層の向上に努めました。

このような活動に取り組んでまいりましたが、当期の業績につきましては、景気悪化に伴う与信費用が当初想定を大幅に上回る推移となったことなどにより、62 億円の経常損失を計上するに至りました。

（預金）

預金は、定期預金残高が増加したことなどから、期末残高は前期末比 3,904 億円増加し、3 兆 1,125 億円となりました。

（債券）

債券は、割引債や 5 年募集債の残高が減少した結果、期末残高は前期末比 2,147 億円減少し、6 兆 4,057 億円となりました。

（貸出金）

貸出金は、セーフティネット機能を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、期末残高は前期末比 2,290 億円増加し、9 兆 1,612 億円となりました。

（特定取引資産・特定取引負債）

特定取引資産は、期末残高は前期末比 74 億円増加し、193 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 68 億円増加し、137 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、投資環境や市場動向を注視しつつ、国内債券中心に運用を行った結果、期末残高は前期末比 874 億円増加し、1 兆 5,609 億円となりました。

(総資産)

総資産は、前期末比 3,438 億円増加し、10 兆 8,819 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 2,680 億円増加し、11 兆 9,916 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、世界的に貿易量が減少した結果、前期比 336 百万ドル減少し、22 億 26 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、有価証券売却益等の計上により、その他業務収益及びその他経常収益が増加したことなどから、前期比 50 億円増加し、1,104 億円となりました。一方、経常費用は、景気悪化に伴い貸倒引当金繰入額などその他経常費用が増加した結果、前期比 69 億円増加し、1,167 億円となりました。

以上により、経常損失は前期比 19 億円増加し 62 億円となり、当期純損益は前期比 65 億円減少し 37 億円の損失となりました。

(自己株式の取得)

八重洲緑関連事業協同組合が当金庫の子会社等となったため、平成 20 年 10 月 1 日開催の取締役会において、八重洲緑関連事業協同組合から自己株式 9,385 千株を取得することを決議し、平成 20 年 10 月 30 日に買い受けました。

[対処すべき課題]

平成 21 年 3 月期は、前述のとおり、中小企業を巡る金融経済環境が急速に悪化する中、当金庫はセーフティネット機能の発揮に全力をあげて取り組みました。特に、危機対応業務に全力で取り組むことで、年度末の中小企業金融の円滑化に大きく貢献することができました。その結果、減少傾向にあった貸出残高は 10 年ぶりに増加に転じましたが、景気悪化に伴う与信費用が当初想定を大幅に上回る推移となったことなどにより、経常損失を計上するに至りました。

引き続き厳しい金融経済環境が続くことが予想される中、セーフティネット機能の発揮への中小企業の皆さまからの期待はかつてないほど高まっており、当金庫としては、平成 21 年度もセーフティネット機能の発揮を最重要事項とし、政府による財政措置を最大限に活用の上、危機対応業務を主体にその機能の発揮に万全を期してまいります。セーフティネット機能の発揮に際しては、引き続き、長期的な視点に基づいた安定的なスタンスを堅持し、これまで培ってきた目利き機能を存分に発揮するとともに、厳しい環境にあるお取引先の立場に立って、懇切・丁寧かつ迅速な対応に最大限努めてまいります。

また、資金面の支援に留まることなく、お取引先が抱える経営課題の解決に向け、当金庫グループの総合金融機能を発揮し、質の高いソリューションを提供する等、全力でサポートしてまいります。

さらに、経営改善が必要なお取引先に対しては経営改善計画の策定や実行の支援をこれまで以上に強化するほか、DDSやDES等多様な金融手法を活用した再生支援にも積極的に取り組む等、お取引先の財務改善など企業価値向上に努め、あわせて当金庫の資産の健全化に努めてまいります。

加えて、引き続き中小企業の皆さまに良質な資金供給を果たしていくため、個人・法人預金を主体に資金調達の基盤拡充に向けた取組みを一層強化していくとともに、限られた経営資源を最大限有効に活用する観点から、業務の効率化、経費の削減など一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、使命である中小企業組合と中小企業の皆さまの成長と企業価値向上に貢献するとともに、当金庫自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年 9 月 期	平成 21 年 3 月 期
預 金	25,399	26,550	27,221	31,125
定期性預金	11,920	14,249	14,729	17,887
その他	13,479	12,300	12,491	13,238
債 券	72,289	68,219	66,205	64,057
貸 出 金	93,552	91,149	89,321	91,612
融資対象団体等向け	92,700	90,271	88,347	90,523
融資対象団体等向け以外	852	878	973	1,088
特定取引資産 (トレーディング資産)	88	135	119	193
特定取引負債 (トレーディング負債)	50	91	69	137
有 価 証 券	15,320	14,634	14,735	15,609
国 債	9,316	9,248	9,206	9,547
その他	6,004	5,386	5,528	6,061
総 資 産	109,968	107,229	105,381	108,819
内 国 為 替 取 扱 高	248,963	243,175	117,235	119,916
外 国 為 替 取 扱 高	3,748 百万ドル	4,275 百万ドル	2,562 百万ドル	2,226 百万ドル
経 常 利 益 (又は経常損失)	28,240 百万円	17,252 百万円	△4,330 百万円	△6,290 百万円

当期純利益 (又は当期純損失)	14,269百万円	21,878百万円	2,867百万円	△3,717百万円
1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)	2円74銭	4円18銭	54銭	△1円70銭

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. △印は損失を表示しております。
3. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。
4. 当金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、株式会社に転換しましたが、参考として、転換前の財産及び損益の状況を記載しております。
5. 平成20年9月期、平成21年3月期は、いずれも6ヶ月間の数値となっております。

(参考) 連結業績 (単位：億円)

	平成21年3月期
連結経常収益	1,222
連結経常損失	△60
連結当期純損失	△37
連結純資産額	6,851
連結総資産	109,132

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき子会社を有することとなり、平成21年3月期より連結計算書類を作成しているため、それ以前については、記載しておりません。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	4,247人	4,369人
平均年齢	41年10月	41年5月
平均勤続年数	19年6月	19年2月
平均給与月額	499千円	489千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、転換により株式会社化しましたが、参考として、前年度末(平成20年9月30日)の使用人の状況を記載しております。
3. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
4. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を

含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
北海道地区	店 うち出張所 5 (1)	店 うち出張所 4 (-)
東北地区	9 (1)	8 (-)
関東甲信越地区	31 (2)	31 (2)
東海地区	10 (1)	9 (-)
北陸地区	4 (-)	4 (-)
近畿地区	14 (-)	14 (-)
中国地区	10 (1)	9 (-)
四国地区	4 (-)	4 (-)
九州・沖縄地区	12 (1)	12 (1)
国内計	99 (7)	95 (3)
海外計	1 (-)	1 (-)
合計	100 (7)	96 (3)

注1. 該当がない場合は「-」で表示しております。

2. 当金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、株式会社へ転換しましたが、参考として、前年度末（平成20年9月30日）の営業所等の状況を記載しております。
3. 上記の営業所のほか、前年度末には釧路事務所、会津若松事務所、高山事務所、浜田事務所を設置しております。また、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末	前 年 度 末
2 か 所	2 か 所

ロ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
釧路営業所	北海道釧路市大町一丁目1番1号
会津若松営業所	福島県会津若松市南千石町6番地5
高山営業所	岐阜県高山市天満町5番地1
浜田営業所	島根県浜田市殿町124番地2

注. 平成20年10月1日、事務所から営業所（出張所）に移行いたしました。

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
1 北央信用組合	北海道札幌市中央区南1条西8丁目7番地1	信用協同組合

2	空知商工信用組合	北海道美唄市西2条南2丁目1番1号	信用協同組合
3	札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南2条西2丁目12番地	信用協同組合
4	ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西12丁目4番70	信用協同組合
5	函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
6	釧路信用組合	北海道釧路市北大通9丁目2番地	信用協同組合
7	十勝信用組合	北海道帯広市大通南9丁目18・20番地	信用協同組合
8	青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
9	石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央2丁目11番5号	信用協同組合
10	古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
11	仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
12	秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
13	北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
14	山形第一信用組合	山形県東置賜郡高島町大字高島687番地	信用協同組合
15	山形中央信用組合	山形県長井市本町1丁目3番3号	信用協同組合
16	会津商工信用組合	福島県会津若松市中央1丁目1番30号	信用協同組合
17	福島縣商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
18	いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地5	信用協同組合
19	相双信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
20	茨城県信用組合	茨城県水戸市大町2丁目3番12号	信用協同組合
21	真岡信用組合	栃木県真岡市並木町1丁目13番地1号	信用協同組合
22	那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
23	かみつけ信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
24	あかぎ信用組合	群馬県前橋市千代田町5丁目17番3号	信用協同組合
25	群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
26	東群馬信用組合	群馬県伊勢崎市境315番地5	信用協同組合
27	埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
28	熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町2丁目57番地	信用協同組合
29	君津信用組合	千葉県木更津市潮見3丁目3番	信用協同組合
30	銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地15	信用協同組合
31	房総信用組合	千葉県茂原市高師町1丁目10番地5	信用協同組合
32	北部信用組合	東京都台東区雷門2丁目2番10号	信用協同組合
33	共立信用組合	東京都大田区大森西1丁目7番2号	信用協同組合
34	東信用組合	東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号	信用協同組合
35	青和信用組合	東京都葛飾区高砂3丁目12番2号	信用協同組合
36	中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形4丁目5番4号	信用協同組合
37	第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷2丁目13番	信用協同組合
38	東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿6丁目2番18号	信用協同組合
39	江東信用組合	東京都江東区住吉2丁目6番8号	信用協同組合
40	文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町1丁目101番地	信用協同組合

41	全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町3丁目6番1号	信用協同組合
42	大東京信用組合	東京都港区東新橋2丁目6番10号	信用協同組合
43	七島信用組合	東京都大島町元町4丁目1番3号	信用協同組合
44	東浴信用組合	東京都千代田区東神田1丁目10番2号	信用協同組合
45	城北信用組合	東京都文京区小石川1丁目3番11号	信用協同組合
46	中央商銀信用組合	神奈川県横浜市中区蓬莱町2丁目3番地	信用協同組合
47	小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町2丁目9番35号	信用協同組合
48	半原信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町半原4177	信用協同組合
49	神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区花咲町2丁目69番地4号	信用協同組合
50	興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
51	新栄信用組合	新潟県新潟市江南区旭2丁目1番2号	信用協同組合
52	三條信用組合	新潟県三条市興野3丁目11番12号	信用協同組合
53	新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
54	協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
55	新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町1丁目4番14号	信用協同組合
56	五泉信用組合	新潟県五泉市吉沢2丁目1番30号	信用協同組合
57	巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
58	両津信用組合	新潟県佐渡市両津夷210番地1	信用協同組合
59	太陽信用組合	新潟県阿賀野市中央町1丁目9番1号	信用協同組合
60	糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町1丁目8番41号	信用協同組合
61	塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
62	都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田1729番地	信用協同組合
63	山梨県民信用組合	山梨県甲府市中央1丁目18番6号	信用協同組合
64	長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
65	あすなろ信用組合	長野県松本市元町3丁目4番45号	信用協同組合
66	岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市今沢町17番地	信用協同組合
67	飛驒信用組合	岐阜県高山市本町1丁目2番地	信用協同組合
68	益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
69	焼津信用金庫	静岡県焼津市栄町3丁目5番14号	信用金庫
70	静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
71	静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地1	信用金庫
72	島田信用金庫	静岡県島田市本通3丁目2番1	信用金庫
73	浜松信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地8	信用金庫
74	遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
75	磐田信用金庫	静岡県磐田市中泉578番地1	信用金庫
76	掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲2丁目203番地	信用金庫
77	沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町5丁目6番16号	信用金庫
78	三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
79	富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫

80	富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町 31 番 15 号	信用金庫
81	愛知県中央信用組合	愛知県碧南市中町 5 丁目 77 番地	信用協同組合
82	信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区則武 1 丁目 5 番 1 号	信用協同組合
83	イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町 3 丁目 11 番地 2	信用協同組合
84	岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅 41 番地	信用金庫
85	豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市駅前大通 3 丁目 55 番地	信用協同組合
86	三河信用組合	愛知県蒲都市神明町 12 番 20 号	信用協同組合
87	富山県信用組合	富山県富山市大手町 3 番 5 号	信用協同組合
88	金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町 15 番地	信用協同組合
89	石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東 2 丁目 48 番地	信用協同組合
90	滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光 2 番 45 号	信用協同組合
91	京都北都信用金庫	京都府宮津市宇鶴賀 2054 番地 1	信用金庫
92	京都信用金庫	京都府京都市下京区四條通柳馬場東入立売東町7 番地	信用金庫
93	のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町 2 丁目 3 番 5 号	信用協同組合
94	大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江 1 丁目 4 番 3 号	信用協同組合
95	大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国 1 丁目 21 番 40 号	信用協同組合
96	大阪協栄信用組合	大阪府大阪市北区天神橋 3 丁目 8 番 12 号	信用協同組合
97	成協信用組合	大阪府東大阪市足代南 1 丁目 11 番 9 号	信用協同組合
98	大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町 19 番 14 号	信用協同組合
99	兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通 3 丁目 4 番 17 号	信用協同組合
100	淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町 1 丁目 3 番 17 号	信用協同組合
101	富士信用組合	兵庫県神戸市中央区北長狭通 4 丁目 4 番 18 号	信用協同組合
102	鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町 645 番地	信用金庫
103	倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町 1 丁目 60 番地	信用金庫
104	米子信用金庫	鳥取県米子市東福原 2 丁目 5 番 1 号	信用金庫
105	島根益田信用組合	島根県益田市駅前町 14 番 23 号	信用協同組合
106	島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町 252 番地 1	信用金庫
107	笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡 2388 番地 40	信用協同組合
108	信用組合岡山商銀	岡山県岡山市野田 2 丁目 7 番 9 号	信用協同組合
109	広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町 1 番 17 号	信用協同組合
110	広島市信用組合	広島県広島市中区袋町 3 番 17 号	信用協同組合
111	信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町 4 番 12 号	信用協同組合
112	朝銀西信用組合	岡山県岡山市駅前町 2 丁目 6 番 19 号	信用協同組合
113	両備信用組合	広島県府中市元町 462 番地 10	信用協同組合
114	備後信用組合	広島県福山市野上町 3 丁目 2 番 3 号	信用協同組合
115	山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央 1 丁目 2 番 40 号	信用協同組合
116	徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町 8 番地	信用金庫
117	阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町卜ノ町 28 番地 14	信用金庫
118	香川県信用組合	香川県高松市亀井町 9 番地 10	信用協同組合

119	土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲 2137 番地 1	信用協同組合
120	宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市小筑紫町小筑紫 267 番地 6	信用協同組合
121	福岡県南部信用組合	福岡県久留米市合川町字十三部 31 番地 3	信用協同組合
122	とびうめ信用組合	福岡県福岡市博多区博多駅東 1 丁目 10 番 1 号	信用協同組合
123	福岡県中央信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂 1 丁目 10 番 17 号	信用協同組合
124	九州幸銀信用組合	福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 2 番 12 号	信用協同組合
125	佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東 2 丁目 3 番 1 号	信用協同組合
126	佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原 4369 番地 1	信用協同組合
127	佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市新中町 2 番 15 号	信用協同組合
128	長崎三菱信用組合	長崎県長崎市飽の浦町 5 番 3 号	信用協同組合
129	長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町 3 番 27 号	信用協同組合
130	福江信用組合	長崎県五島市中央町 8 番地 15	信用協同組合
131	長崎県民信用組合	長崎県佐世保市下京町 8 番 15 号	信用協同組合
132	佐世保中央信用組合	長崎県佐世保市宮崎町 3 番 18 号	信用協同組合
133	熊本県信用組合	熊本県熊本市紺屋今町 1 番 1 号	信用協同組合
134	大分県信用組合	大分県大分市中島西 2 丁目 4 番 1 号	信用協同組合
135	宮崎県南部信用組合	宮崎県南那珂郡南郷町大字中村乙 8241 番地 2	信用協同組合
136	奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町 6 番 5 号	信用協同組合
137	鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町 17 番 11 号	信用協同組合
138	コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地 2 丁目 10 番 1 号	信用金庫
139	株式会社整理回収機構	東京都中野区本町 2 丁目 46 番 1 号	普通銀行
140	株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地 2 丁目 9 番 12 号	普通銀行
141	全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 8 番 4 号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,467
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容		金 額
新設	本店及び営業店の看板・サイン類の更改	585
処分	社宅の処分	—

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 処分した設備の処分時の価額は646百万円（簿価357百万円）であります。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	子会社等となった日	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	昭和37年9月8日	平成20年10月30日	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1号	ソフトウェアの開発、計算受託業務	昭和48年12月14日	平成20年10月30日	70百万円	—	—
商工サービス株式会社	東京都中央区京橋三丁目3番2号	福利厚生業務	昭和57年11月25日	平成20年10月30日	32百万円	62.50	—
株式会社日本商工経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング、ベンチャーキャピタル業務	昭和49年12月10日	平成20年10月30日	80百万円	23.08	—
日本商工リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	昭和57年10月8日	平成20年10月28日	1,000百万円	100.00	—
商中カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	平成3年1月22日	平成20年10月28日	70百万円	100.00	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	昭和47年6月22日	平成20年10月1日	50百万円	—	—

注1. 連結対象の子会社等は上記7社であります。

2. 上記各社につきましては、平成20年10月、子会社等としましたが、その理由は以下のとおりです。

- ・八重洲商工株式会社、株式会社商工中金情報システム、商工サービス株式会社、八重洲興産株式会社
当金庫の業務をアウトソーシングすることにより業務執行の効率化を図るため。
- ・株式会社日本商工経済研究所、日本商工リース株式会社、商中カード株式会社
経営相談、コンサルティング、リース、事務合理化等の顧客ニーズに

応えるため。

重要な業務提携の概況

1. 株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
2. 株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社埼玉りそな銀行、ならびに三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
3. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
4. 地域金融機関との協調融資や情報交換を緊密に行うため、平成21年3月31日現在、363の地方銀行（地方銀行協会加盟行及び第二地方銀行協会加盟行等）、信用金庫及び信用組合と業務協力文書を締結しております。
5. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、バンコック銀行（タイ）、交通銀行（中国）と業務提携しております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項
該当ございません。

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関 哲 夫	取締役社長(代表取締役)	—	—
杉 山 秀 二	取締役副社長(代表取締役)	—	—
木 村 幸 俊	取締役副社長(代表取締役) 監査部	—	—
法 師 人 稔	専務取締役(代表取締役) 秘書室、経営企画部、人事部	—	—
伊 藤 学	取締役常務執行役員(審査本部長) 審査本部	—	—
安 倍 保	取締役常務執行役員	—	—

	業務推進部、資産サポート部		
山本和茂	取締役常務執行役員 管理部、システム部、事務総合部、 市場業務室	—	—
新保昌義	取締役常務執行役員 統合リスク管理部、与信統括部	—	—
野村清二	取締役常務執行役員 国際部、ソリューション事業部、 市場営業部	—	—
小川秀樹	取締役常務執行役員 総務部、調査部	—	—
森英雄	取締役常務執行役員 広報部、資金証券部、組織金融部	—	—
山口信夫	取締役(社外取締役)	旭化成株式会社 代表取締役会長 アサヒビール株式会社取締役(社外取締役) 日本テレビ放送網株式会社取締役(社外取締役) 日本商工会議所 名誉会頭 東京商工会議所 名誉会頭	—
白須光美	常勤監査役(社外監査役)	—	—
園田邦一	常勤監査役	—	—
大橋清	監査役	—	—
多比羅誠	監査役(社外監査役)	ひいらぎ総合法律事務所弁護士 グローヴェルホールディングス株式会社 監査役(社外監査役)	—

注. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として、常務執行役員を選任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等 (単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	12人	121 (うち報酬以外の金額13)
監査役	4人	24 (うち報酬以外の金額2)
計	16人	146 (うち報酬以外の金額15)

注1. 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内であります。

2. 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額13百万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労

引当金繰入額 2 百万円を含めております。

3. 当金庫は委員会設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めております。

①報酬

支給月額	取締役社長	1,959,872 円 (1,211,000 円)
	取締役副社長	1,785,086 円 (1,103,000 円)
	専務取締役	1,644,285 円 (1,016,000 円)
	取締役 (常勤)	1,503,485 円 (929,000 円)
	監査役 (常勤)	1,428,311 円 (882,550 円)

※ 1. 当該「支給月額」を報酬として支給し、その他賞与等の支給はありません。

2. () 内は、支給月額のうち、「退職慰労金算定の基準となる報酬月額」を記載しております。

②退職慰労金

退職の日における「退職慰労金算定の基準となる報酬月額」

×0.125×在籍期間 (月数) ×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また監査役については監査役の協議により、0.0～2.0 の範囲内で決定します。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏名	兼任その他の状況	
山口 信夫	旭化成株式会社	代表取締役会長
	アサヒビール株式会社	取締役 (社外取締役)
	日本テレビ放送網株式会社	取締役 (社外取締役)
	日本商工会議所	名誉会頭
	東京商工会議所	名誉会頭
白須 光美	該当ありません。	
多比羅 誠	ひいらぎ総合法律事務所	弁護士
	グローウェルホールディングス株式会社	監査役 (社外監査役)

- 注1. 当金庫と旭化成株式会社、アサヒビール株式会社及び日本テレビ放送網株式会社の間には特別な関係はありません。
2. 当金庫は、日本商工会議所と覚書を締結し、各地商工会議所と連携した提携ローンの取扱いや地域再生・活性化にかかる情報交換等を行っております。
3. 当金庫とひいらぎ総合法律事務所及びグローウェルホールディングス株式会社との間には特別な関係はありません。

(2) 社外役員の名な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
山口 信夫	6ヶ月	当期開催の取締役会10回のうち7回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
白須 光美	6ヶ月	当期開催の取締役会10回のうち10回に出席しております。 当期開催の監査役会10回のうち10回に出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
多比羅 誠	6ヶ月	当期開催の取締役会10回のうち10回に出席しております。 当期開催の監査役会10回のうち10回に出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

注. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
山口 信夫	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
多比羅 誠	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	13 (うち報酬以外の金額1)	該当ございません。

中小企業団体の構成員	313,562	14.40
その他	3	0.00

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式 9,441 千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
あらた監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 指定社員 業務執行社員 公認会計士 大木 一昭 指定社員 業務執行社員 公認会計士 小林 尚明	62	会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・ 民営化に係るアドバイザー業務

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は71百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の同意または請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。

ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定す

る外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実
該当ございません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規程及びコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
- ロ. コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
- ハ. 取締役会は、コンプライアンス統括室に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。
- ニ. コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
- ホ. 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
- ヘ. 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び内部規程に基づき保存・管理を行う。

ロ． 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ． 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
- ロ． 取締役会及び経営会議等は、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
- ハ． 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ． 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から一定の権限の委譲を受けた経営会議を設置する。経営会議は、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
- ロ． 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
- ハ． 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規程を制定し、職務執行を分担する。
- ニ． 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ． 取締役会は、当会社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するための規程を制定・周知する。
- ロ． 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、コンプライアンス、リスク管理及び顧客保護の観点から子会社等の業務運営を適切に管理する。
- ハ． 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締り会及び経営会議に報告する。
- ニ． 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。
- ホ． 当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を

確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ. 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置する。
 - ロ. 監査役付は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役付の人事・処遇関係については、監査役と事前に協議する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
 - ハ. 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規程に基づき監査を実施する。
 - ニ. 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

8 会計参与に関する事項

会計参与を設置していません。

9 その他

該当ございません。

